

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(酒類の表示の保護に関する日本国とチリ共和国との間の書簡)

(チリ側書簡)

(訳文)

【 】は、環太平洋パートナーシップ協定の交渉の過程においてチリ共和国及び日本国の代表団によって共有された次の了解を確認する栄光を有します。

チリ共和国及び日本国は、二千七年三月二十七日に東京で作成された戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定第十三章（知的財産）第六十三條（地理的表示）及び附属書十五の規定に基づきそれぞれの権利及び義務を再確認する。

【 】は、この書簡及び「【 】」の返簡が、チリ共和国政府と日本国政府との間で共有された了解を確認することを提案する栄光を有します。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(日本側書簡)

【 】は、本日付けの「 」の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(チリ側書簡)

【 】は、更に、日本国政府はこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)